

「宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画等策定基礎調査・支援業務」  
企画提案募集要領

(募集事項)

第1条 事業の募集については以下の各号のとおりとする。

(1) 案件名

宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画等策定基礎調査・支援業務

(2) 業務の基本的仕様等

別添「宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画等策定基礎調査・支援業務基本仕様書」(以下「基本仕様書」という。)のとおり。

(3) 企画提案書の記載内容

① 実行計画

イ 提案企画に関する基本的な考え方

宮城県の温室効果ガス排出量の状況及び国のエネルギー政策や地球温暖化対策などの動向を踏まえ、本県の特徴を踏まえた短期・中期・長期の削減目標の設定方法の考え方を含めた企画内容の基本的な考え方を記載する。

ロ 仕様に関する事項

(イ) 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計 (2014年・2015年速報値を含む。)

温室効果ガス排出量の現況推計については、電力自由化に対応した推計手法を提案するほか、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (SHK) データを使用しない手法やできるだけ直近年を推計するための新たな手法の提案についても併せて記載する。

(ロ) 温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計

宮城県の特徴を活かした将来推計の手法について記載する。

(ハ) 温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策

今後、本県で実施すべきと考える施策例を記載する。

なお、温暖化対策計画書制度を導入した場合での自治体の実施体制及び制度運用の在り方の提案については必ず記載すること。

(ニ) 県の各種施策の「温室効果ガス排出量削減効果」の算出手法

現在、本県で講じている施策又は(ハ)で提案する新たな施策による「温室効果ガス排出量削減効果」の算出方法の提案について記載すること。

(ホ) 気候変動の影響への適応策の策定

庁内の推進体制の構築、情報収集項目、気候変動影響の予測・対応・評価及び取組の方向性の提案について記載する。

② 再エネ・省エネ計画

イ 提案企画に関する基本的な考え方

本県の再生可能エネルギー等の導入状況、省エネルギーの取組状況及び国のエネルギー政策や地球温暖化対策などの動向を踏まえ、基準年を平成25年度、目標年を平成42年度とする、地域特性に即した実行可能な「再生可能エネルギー等の導入促進」及び「省エネルギーの

促進」に関する総合的かつ長期的な目標と施策の大綱等に関して提案する企画内容の基本的な考え方を記載する。

#### ロ 仕様に関する事項

##### (イ) 基礎情報の収集・整理の手法

再生可能エネルギーやエネルギーの高度利用などの省エネルギーについて、計画策定に必要となると想定されるそれぞれのエネルギー等種別を取り巻く社会情勢を含めた基礎情報の種類並びに収集及び整理・分析の手法を記載する。

なお、対象とする再生可能エネルギー等は下記に挙げるもののほか、本県に適すると考えられるその他の再生可能エネルギー等を提案し、これを加えたものとする。

##### 【必ず対象とする再生可能エネルギー等】

太陽光発電、太陽熱利用及び太陽熱発電、風力発電、水力発電（出力 30,000 キロワット以下）、波力・潮汐又は潮流発電、海水・河川水等の熱利用、雪氷熱利用、地熱発電又は地熱利用、バイオマス発電又は熱利用等、燃料電池、工場排熱、発電と同時に得られる熱の利用、クリーンエネルギー自動車（電気、天然ガス等）

##### (ロ) 県政策の方向性の提案

本県の特徴を活かしたエネルギー政策（目的）と、その実現に向けた課題整理と対応方針及び個別施策（手段）に関する提案を記載する。

##### (ハ) 現況値及び将来推計

本県の再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの取組に関する現況値の把握と将来推計の方法について記載する。また、提案する個別施策を実施した場合の効果試算を記載する。

##### (ニ) 目標指標及び目標の提案

本県のエネルギー政策の方向性に適した目標指標（計画期間内の最終目標と3年毎の中間目標）の在り方及び目標を設定する際の考え方に関する提案を記載する。

### ③ 各計画共通

#### イ 両計画の関係を踏まえた策定の手順

実行計画及び再エネ・省エネ計画の策定の目的や位置付け、各々の目標指標の設定方法、さらには、基本仕様書に記載の関連スケジュール等を踏まえ、策定に向けた検討のための手順イメージの提案を記載すること。

なお、実行計画における温室効果ガスの排出量と再エネ・省エネ計画における再生可能エネルギーの導入量など、両計画の目標指標を関連させる場合の算出手順を含めて記載すること。

#### ロ 業務スケジュール

基本仕様書記載のスケジュールを踏まえ、かつ、上記イを反映させた業務スケジュールを記載すること。

#### ハ 業務従事体制等が把握できるものであること。

本業務を担当するすべての者について記載するほか、それぞれ、担当者ごとに本業務の従事割合を記載すること。

なお、当該従事割合は、評価の対象となることから、原則としてその割合で対応すること。  
また、本業務を受託する主の担当者が本企画提案のプレゼンテーションを行うこと。

## ニ 経費の見積もり

経費の内訳及び年度ごとの内訳が分かるものであること。計画策定上必要となる調査及び計画書印刷に要する費用を含むこと。

### (4) 予定契約期間

契約締結日から平成30年10月31日まで

### (応募資格)

第2条 業務に関する専門的な技術及び人材等を有し、業務を的確に遂行するに足る能力を有する者とする。

2 次のすべての条件に該当する者のみ応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 県税を滞納していない者
- (4) 宮城県入札契約暴力団排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 過去5年以内に類似・関連業務を履行した実績があること。

### (事業の予定)

第3条 募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりとする。

年月日	内容
平成29年4月7日(金)	企画提案の募集開始(宮城県出納局契約課及び宮城県環境生活部環境政策課のWebサイトへの掲示)
平成29年4月14日(金)	企画提案書作成等に関する質問受付期限
平成29年4月19日(水)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限
平成29年4月21日(金)	企画提案への参加申込期限
平成29年5月1日(月)	企画提案書の提出期限
平成29年5月上旬	企画提案書のヒアリング・事業者プレゼンテーション及び審査
平成29年5月下旬	受託予定者の決定
平成29年6月上旬	契約締結
平成29年6月上旬	業務委託開始
平成30年3月19日(月)	成果品提出(一次)(基礎調査結果報告書, 計画素案)
平成30年7月31日(火)	成果品提出(二次)(実行計画書等)

平成30年10月19日（金）	成果品提出（三次）（再エネ・省エネ計画書等）
平成30年10月31日（水）	業務委託完了報告書等提出

（応募手続）

第4条 応募については、以下のとおりとする。

（1） 企画提案書作成等に関する質問の受付

イ 受付期限 平成29年4月14日（金）午後3時（必着）

ロ 提出方法

（イ）指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

（ロ）電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankyoe@pref.miyagi.lg.jp（宮城県環境生活部環境政策課温暖化対策班）

（ハ）電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ハ 回答方法

質問に対する回答は、平成29年4月19日（水）までに宮城県環境生活部環境政策課のWebサイトに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

（2） 企画提案への参加申込

イ 提出書類

（イ）企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

類似・関連業務の受託実績について官民を問わず、過去5年以内に実施した代表的な事業の概要を記載すること。また、記載した実績については、契約書の写しを添付すること。

（ロ）宣誓書（様式第3号） 1部

（ハ）提出期限 平成29年4月21日（金）午後3時（必着）

（ニ）提出方法 持参又は郵送とする。

（ホ）提出先 宮城県環境生活部環境政策課 温暖化対策班（宮城県庁行政庁舎13階）

（3） 企画提案書の提出

イ 提出書類 企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。目次と表紙を除き50ページ以内）9部

ロ 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

ハ 提出期限 平成29年5月1日（月）午後3時（必着）

ニ 提出方法 持参又は郵送とする。

ホ 提出先 宮城県環境生活部環境政策課 温暖化対策班（宮城県庁行政庁舎13階）

（審査・選定）

第5条 県が設置する選定委員会により、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、総合得点が6割を越えた提案者の中から、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

(審査基準・配点)

第6条 評価基準及び配点(合計100点)は、別記のとおりとする。

(予定価格)

第7条 この業務に係る予定価格は20,889,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

(失格事由)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本実施要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

## 2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合は、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(提案者がいない場合)

第9条 提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。

(選定結果の通知及び公表)

第10条 選定された提案者については、選定後文書により通知することとする。

- 2 選定されなかった提案者については、選定後文書により通知することとする。
- 3 選定結果については、応募総数、選定された提案者名を宮城県 Web サイトに掲載する方法により、公表することとする。

(その他必要な事項)

第11条 契約に関する条件については、以下のとおりとする。

### (1) 成果品の提出

成果品については、別紙の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画等策定基礎調査・支援業務基本仕様書」の9に定めるものを期日までに環境政策課又は再生可能エネルギー室宛て提出するものとする。

(2) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も、同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

別記（第6条関係 審査基準・配点）

区分	項目	審査基準	配点
1 実行計画 (40点 = 45 × 40 / 45)	(1) 提案企画に関する基本的な考え方 (10点)	① 県や国の動向及び本県の特徴を踏まえた企画内容となっているか。	5点
		② 本県の「短・中・長期目標の設定方法の考え方」に合理性があるか。	5点
	(2) 現況推計の手法 (10点)	① 電力自由化や SHK データを使用しない推計方法が提案され、その内容は合理性があるか。	5点
		② 直近年を推計する新たな方法が提案され、その方法は合理性があるか。	5点
	(3) 将来推計に使用する方法 (5点)	① 宮城県の特徴を生かした将来推計手法として合理性があるか。	5点
	(4) 温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策 (10点)	① 提案施策は本県の特徴を捉えており、効果的かつ実現可能性があるか。	5点
		② 計画書制度の提案は合理性があるか。	5点
	(5) 県の各種施策の「温室効果ガス排出量削減効果」の算出手法 (5点)	① 簡易に、かつ精度の高い手法が提案されており、内容は合理的か。	5点
(6) 気候変動の影響への適応策の策定手法 (5点)	① 本県が取り組むべき適応策の方向性の提案に合理性があるか。	5点	
2 再エネ・省エネ計画 (40点 = 45 × 40 / 45)	(1) 提案企画に関する基本的な考え方 (10点)	① 本県の再生可能エネルギー等・省エネルギーの状況及び国のエネルギー政策や地球温暖化対策などの動向を踏まえた企画内容と認められるか。	5点
		② 本県の地域特性に即した実行可能な再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する総合的かつ長期的な目標と施策の大綱等の提案に向けた考え方が整理されていると認められるか。	5点
	(2) 基礎情報の収集・整理の方法 (5点)	① 対象とする再生可能エネルギー等の提案に合理性があるか。また、種別毎の基礎情報（社会情勢含む）の収集手法及び整理・分析手法が合理的かつ客観性が確保されるものとなっているか。	5点
		(3) 県政策の方向性の提案 (15点)	① 本県の特徴を活かしたエネルギー政策（目的）の方向性として合理性があるか。
	② 政策実現に向けた課題整理と対応方針の考え方に合理性があるか。		5点

			③	個別施策（手段）案が効果的で実現可能性がある内容となっているか。	5点
		(4) 現況値及び将来推計, 目標指標の提案 (15点)	①	本県の再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの取組について、設定する目標に対する現況値の把握方法及び将来推計の方法の提案が合理的かつ実現可能なものであるか。	5点
			②	本県のエネルギー政策の方向性に則した目標指標のあり方が提案されているか。	5点
			③	前項で整理した目標に対して設定する数値目標値に合理性があるか。	5点
3	事業実行力 (20点)	(1)	類似事業実績を有するなどの業務経験又はバックグラウンドとなる知識を有しているか。		5点
		(2)	担当者が適切に配置されるなど、企画提案内容の事業を実施する体制が整っているか。		5点
		(3)	業務内容や本県の状況が適切に理解・把握されているか。		5点
		(4)	無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。		5点